



●工業部会「新春講演会」及び「新年会」のご案内

工業部会では、黒埼出身の高頭様を迎え、「新春講演会」及び「新年会」を次のとおり開催いたしますので、部会の所属を問いませんので会員多数の皆様のご参加をお待ちしております。

- 1 日時 **平成26年2月19日(水)午後6時～**
- 2 会場 講演会 黒埼商工会館
新年会 板井「茂助」
- 3 日程 (1) 講演会 午後6時～午後7時
・テーマ：社会正義に立脚した経営
・講師：榊里味 代表取締役 高頭八郎 氏
(2) 新年会 午後7時～
- 4 負担金 3,000円

※申し込み締め切りは**2月12日(水)**です。詳細は同封の案内文書をご覧ください。

●決算・申告個別相談会のご案内

所得税・消費税の確定申告が始まります。所得税については3月17日(月)、個人事業者の消費税については3月31日(月)が申告期限となっております。商工会では、講師をお迎えして個別相談会を開催します。正しく申告いただくため、この機会をご利用下さい。

- 1 日時 **2月20日(木)、26日(水)午前10時～午後3時(正午～午後1時除く)**
3月5日(水)、13日(木) "
- 2 会場 黒埼商工会 相談室
- 3 講師 公認会計士 中山 幸夫 先生

※予約制で実施いたしますので、相談希望の方は予め事務局にお申込みください。

●新潟県「ブラック企業を反面教師として学ぶ労務管理セミナー」のお知らせ

県では、適正な労務管理の確保により安心して働き続けられる職場づくりを推進するため、下記によりセミナーを開催します。

なお、詳細は別紙チラシをご覧ください。

- 日時 2月17日(月) 午後2時から午後4時
- 会場 新潟ユニゾンプラザ・大会議室(新潟市中央区上所2-2-2)
- 演題 「ブラック企業を反面教師として学ぶ労務管理」
- 講師 西野 弘幸 氏(特定社会保険労務士、新潟労働局総務部企画室総合労働相談員)
- 主催 新潟県
- その他 詳しくは、県労政雇用課TEL:025-280-5259までお問い合わせください。

●緊急労働災害防止運動等死亡災害多発警報の解除について

新潟労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害が大幅に増加し、特に10月末までに死亡災害が平成22年以来の8件(うち建設業が5件)の発生を受けて、「死亡災害多発警報」を発令し、緊急労働災害防止運動にお取り組みいただいたところですが、平成26年1月17日付け新潟基署発0117第3号により、同運動期間中(期間:平成25年11月1日から平成25年12月31日)にさらなる死亡災害、重大災害の発生をみなかったため、同警報を解除する旨通知が有りました。

裏面もご覧下さい

●新潟県新潟労働相談所からのお知らせ

- 労働者、事業主を問わず、労働に関する問題でお困りの方は
労働相談専用電話 025-232-6110 へお電話ください。
- 相談内容：(労働者側)
「残業代が支払われない」「解雇を伝えられた」「退職を認めてくれない」など
(事業主側)
「就業規則を見直したい」「問題社員がいて困っている」「組合から団体交渉を申し込まれた」など
- 相談時間：月曜日～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分
※ 相談は無料で秘密は固く守られます。
※ 来所相談をご希望の方は、新潟地域振興局4階へお越しください。
※ 新潟市中央区川岸町3-18-1
新潟放送(BSN)となり、JR白山駅から徒歩10分、無料駐車場あり
※ 無料の弁護士相談もあります(月1回開催、要予約)

●新潟県新潟労働相談所「休日労働相談会」のお知らせ

新潟労働相談所では、平日に相談できない方のために休日労働相談会を開催します。

- 日時：平成26年2月23日(日)午後1時～午後4時30分
- 方法：面談または電話(労働相談専用電話 025-232-6110)
- 場所：新潟地域振興局(新潟市中央区川岸町3-18-1)
- 相談内容 上記記載のとおり
- その他 休日労働相談会で面談による相談をご希望の場合は、事前に予約をお願いします。

●独占禁止法相談ネットワークのご利用をお待ちしております

商工会では、独占禁止法及び下請法の相談を受け付けております。内容、ご希望により公正取引委員会の窓口を御紹介します。

- このようなことでお困りではありませんか？
◆マーケティングの内容が独占禁止法に違反？
◆注文どおりなのに、取引先から返品された。下請法違反行為じゃないの？
◆取引先が消費税の転嫁を拒否している。消費税転嫁対策特別措置法に違反じゃないの？
- ◎お問い合わせ先は
黒埼商工会 TEL:025-377-3155
- ◎公正取引委員会事務総局
TEL:03-3581-5481(独占禁止法、下請法)
TEL:03-3581-3379(消費税転嫁対策特別措置法)

●融資勧誘被害の防止について

中小企業基盤整備機構と類似した名前の機関・会社から中小企業宛てに融資の勧誘を行うFAXやDMが送られてきた事例があり、同機構に中小企業から問い合わせが寄せられているため、新潟県商工会連合会を經由して注意喚起の周知依頼がありました。

中小機構は、これらの機関・会社とは一切関係ありません。またこのような融資の勧誘は行っておりませんので、十分ご注意ください。

現在までにお問い合わせがよせられた機関・会社の名称は以下のとおりです。

中小企業支援事業団、中小企業倒産防止開発機構、中小企業総合支援事業団、中小企業支援機構
中小企業基盤整備、中小企業支援基盤機構

これらの機関・会社以外であっても、中小機構と類似した機関・会社からの融資の勧誘には十分ご注意ください。中小企業基盤整備機構ではこのような融資の勧誘は行っていません。

なお、ご不明な点がございましたら、中小機構総務部総務課(TEL:03-5470-1500、FAX:03-5470-1548)までお問い合わせください。